

〔翻 訳〕

国際レベルでの競争当局間の協力（第1章後半）

ブルーノ・ザネッティン
植 村 吉 輝 (訳)

本稿は、Dr. Bruno Zanettin, “Cooperation Between Antitrust Agencies at the International Level” (Hart Publishing, 2002, ISBN: 1-84113-351-5) の翻訳であり、第1章の後半部分に相当する（第1章の前半部分の翻訳については、阪南論集42巻2号129ページ参照）。

第1章の後半部分は、国際的な競争法事例において一国の競争法を単独に域外適用しようとする場合に生じる執行上の問題についての言及が中心となっている。

I. 国際的な競争制限行為に対する国家レベルでの取り組み： 必要であるが不十分な措置

<承前>

2. 国際的な競争法事例での国内法の単独適用に対する実際上の制限

国際的に競争法を適用する国際的な競争当局だけを単独に取り扱う方法は、外国の競争当局との発展した協力の枠組みから外れるものであり、いくつかの要因により妨げられる可能性がある。第一に、国内法の域外適用は従来、何度も衝突の原因となり、外国からの反論を引き起こしてきた。第二に、国際的な競争法事例に対して改善措置を採ろうとする競争当局は、管轄権の限界により、自国法の国外での執行が国内の場合と比べて、はるかに難しいことに頻繁に直面してきた。

2.1 衝突の原因としての域外適用：色褪せつつある問題か？

国際的な競争法事例において国内の反トラスト法を利用する際に最も目につく、そして時には目を見張るような障害は、諸外国の間から生じる反対である。いくつかの要因により、国際的な紛争にまで悪化する事例もあることを説明することができる。これらの要因の変化を観察することにより、そのような政治的な緊張状態が生じる可能性が過去と比べて低い理由、あるいは、少なくともその性質が時を経て変化している理由を理解することができる。

2.1.1 政策や利益の衝突の性質の変化

英国のような国が域外適用の考え方や効果理論に対して反対した時代は過ぎ去った。今日では、拡張された域外適用だけが主権の重大な侵害として認識され、それ自体が、摩擦の原因となる可能性がある。しかし、効果理論がこのように幅広い形で認識されない場合には、その利用によって国際的な緊張状態を創り出すことはない。例えば、アルコール事件は、外国からいかなる不都合な反応をも招くものではなく、実際には、外国で好意的に受け止められたのである¹⁴²⁾。

効果理論の主要な問題は、この考え方にに基づき管轄権を主張すると、必然的に2以上の国が同じ行為

に対して管轄権を有することである。そして、ウィルバーフォース判事（Lord Wilberforce）の有名な言葉のように、「反トラストの問題においては、一国の政策が、別の国が攻撃する政策を防御する可能性がある。」¹⁴³⁾。これが政策や利益の衝突につながっていくのである。

a) 異なる政策間での伝統的な衝突は生じにくい

過去50年の経済の歴史において、一国の反トラスト政策と別の国の異なる経済政策が衝突した例に事欠くことはない。

競争政策は、時に外国の貿易政策と衝突した。とりわけ、外国の貿易政策が輸出カルテルの形成を奨励している場合には、そうであった。例えば、Swiss Watchmakers 事件¹⁴⁴⁾では、米国の競争当局は、スイスの時計製造業者らに対して提訴した。このスイスの時計製造業者らは、代替部品を国外へ輸出しない旨を合意し、それにより海外での競合する時計の製造を妨げたのである。しかしながら、米国の真の関心は、スイス政府の政策との直接的な衝突にあった。スイス政府は、協定の実施を監視し、当該協定が「輸出による歳入を最大化しようとするスイスの経済政策の重要な要素である」ことを認めた¹⁴⁵⁾。反トラスト法の執行は、部門政策あるいは産業政策とも衝突する可能性がある。パテント・プールの事件がこの範疇に入る。1950年代、カナダ政府は国内産業、とりわけ耐久消費財の分野を発展させる政策を開始した。この分野は、カナダが外国からの輸入に頼りすぎていた分野であった。カナダ政府は特に、GEやウェスティングハウス、あるいはヘイゼルトインのようなカナダ国内に子会社を有する外国の大企業に、カナダ市場向けに国内で生産することを奨励した。その代わりに、これらの企業はパテントや技術をプールすることを許容された。このプールは、当然のことながら競争を制限する効果を有していた。競争制限効果を有するにもかかわらず、カナダ政府は「カナダ市場の需要サイドを犠牲にし供給サイドを確立する」ことを自覚して、この政策を選択したのである¹⁴⁶⁾。米国企業であるゼニス社は、カナダ市場での販売を望んだが、カナダ国内で生産するつもりはなかった。カナダ政府の承認のもと、プールの参加者はゼニス社のプールへの参加を拒絶し、ゼニス社製品の輸入を阻止するよう共謀した。米国司法省とゼニス社は、米国政府と裁判所により問題とされた行為を公然と主導し奨励したカナダ政府の抗議にもかかわらず、プールの参加者を訴追することに成功した¹⁴⁷⁾。

反トラスト政策と外国の規制政策との衝突も、ハートフォード火災保険事件¹⁴⁸⁾で示されたように、同様に生じ得ることである。この事件では、ロンドンの再保険会社が、自分たちにとってリスクの大きい一定のタイプの保険契約の利用を制限するため、米国の保険会社と共謀したとして訴追されたとき、英国政府は自国の企業を支援するために法廷の友の意見を提出した。この意見では、とりわけ次の点が説明された。つまり、ロンドンに拠点を置く再保険会社に対して、米国反トラスト法に基づきパラレルに責任を負わせることは、英国の「長年にわたる洗練された保険規制」の効力を害し、英国の「国内保険と再保険の市場の安定性、信頼性に関する正当な利益」に悪影響を与える、ということであった¹⁴⁹⁾。

いくつかの事例においては、外国政府の関与が不透明であったため、政策の衝突は、さらに悪化した。かの悪名高きウラニウム反トラスト訴訟¹⁵⁰⁾は、そのような状況を余すところなく説明する。米国のウラニウム輸入禁止がもたらした困難な状況を克服するため、カナダ、英国、オーストラリア、そしてフランスを含むこの産業に利害を有する諸国は、自国企業がウラニウムの世界市場において協力し、この市場を管理するよう奨励したのである。ウェスティングハウス社は、価格の上昇をもたらしたこの国際カルテルに対して、反トラスト訴訟を提起した。これら外国政府は、カルテル活動にどの程度関与したのかを決して開示しなかったため、米国の裁判所は、外国の強制による国家行為理論に基づく被告の主張を受け入れることを拒絶した。これにより、紛争は悪化した。もしこれら政府の関わりが当初から公にされていたならば、この事件の展開は、全く異なったものとなったであろう。

いずれにせよ、今日では、このタイプの衝突が起こる可能性は、単純に一つの理由により、非常に低くなっている。なぜならば、益々多くの国が反トラスト法を成立させ、あるいは既に存在する反トラスト法をより積極的に実施しているからである。この傾向は、少なくとも先進国においては、政府による市場機能への関与を少なくする民営化や規制緩和の過程において現れる。オーストラリアは、これを説明する好例である。オーストラリア政府は、2000年までに競争を制限する現存のすべての立法を見直し、必要な場合には、改革を行うよう命じた¹⁵¹⁾。これにより、第一に、一つの国の経済政策と、別の国の反トラスト執行との間で生じる直接的な衝突の可能性が減少した。今日、オーストラリアあるいはカナダが、かつてのウラニウム事件やパテント・プール事件のように、水平的なカルテルを奨励することはまざらないであろう。第二に、諸政府が益々反トラスト政策の価値を認めるようになり、外国の域外的な執行政策が、自国に影響を及ぼす場合であっても、これを理解し、受け入れるようになった。1983年のフィリップモリス・ロスマンズ事件と1997年のゲンソー・ローンロ事件における南アフリカ政府の反応を比較すると、このことがよく理解できる。前者では、南アフリカ政府は、米国に拠点を置くフィリップモリスと南アフリカに拠点を置くロスマンズとの合併を阻止する連邦カルテル庁の決定について、ドイツ政府に対して正式に異議を申し立てた¹⁵²⁾。とりわけ、南アフリカ政府は、連邦カルテル庁の決定は、「自国民が在外資産を扱うに際して有する、他から制限を受けない権利を南アフリカ共和国が保護する利益」を侵害する、と主張した¹⁵³⁾。しかしながら、欧州委員会がゲンソーとローンロのプラチナ部門の合併を禁止する決定を行ったとき、南アフリカ政府は、ECの管轄権について異議を唱えず、単に、欧州委員会が当該取引を完全に禁止した場合に、特定の共謀について介入する旨の意向を表明したに過ぎない¹⁵⁴⁾。南アフリカの経済にとって鉱業はタバコ産業よりも疑いもなく重要であることを考えると、両事件における南アフリカ政府の対照的な対応は、印象的である。従来と比べ衝突が起こりにくくなっているとすれば、衝突の性質そのものもまた変化しているからであろう。

b) 衝突のより微妙な形？

競争政策を実施する国が益々増加する状況においては、経済政策の違いよりも、競争法の執行レベルの違いから、より多くの衝突が生じる可能性がある。

このような状況は、ある国がその競争法を過度に執行するとして非難される場合、例えば、外国企業に関連市場における競争を回復するのに必要な範囲を超えて改善措置を命じる場合、に生じる可能性がある。このような場合、自国企業が関わっている国は、他国の競争当局が反トラスト法を適用していること、あるいは、当該他国が管轄権を有するか否かを問題としているのではない。むしろ、反トラスト法が適用される方法に反対し、その判断の真の動機を問題としている。IBMとボーイング・マグダネルダグラスの2つの事例がこのような状況を説明する。IBM事件¹⁵⁵⁾では、欧州委員会は、IBMは自社製コンピュータのメインフレームと互換性のある周辺機器の製造が可能となる技術情報を他の製造業者に提供することを拒むことにより、自らの市場支配的地位を濫用したと結論付けた。改善措置として、欧州委員会は、競争者がIBM製品と互換性のある周辺機器の製造ができるように、IBMに対して、製品のインターフェイス情報を事前に開示するよう要求した。当時の反トラスト局長、ウィリアム・バクスター（William Baxter）は、この決定に対して、競争についての誤った認識に依拠するものであり、また、提示された改善措置は過度な内容で、IBMのインターネット・プロトコルに関する秘密の押収を必然的に伴うものである、という理由で強く反対した。さらに、IBMの役員と米国の高官は、欧州委員会の決定は、実際には、米国の「スター」企業を攻撃するものであるとの疑念を抱いた¹⁵⁶⁾。ボーイング・マグダネルダグラス事件¹⁵⁷⁾は、多くの点でIBM事件と非常に類似している。すなわち、米国競争当局は、これら2つの米国企業間の合併を禁止すると明言した欧州委員会に対して強く反対した。

FTC が当該合併は反競争的でない結論付けて以降、米国政府は、欧州委員会の目的はヨーロッパ・チャンピオンのエアバスを主要な競争者との激化する競争から保護するものである、との疑念を抱くようになったのである¹⁵⁸⁾。

競争法の過度の執行が紛争の原因であるならば、抑制的な執行もまたそうである。ある国が競争法を有している場合、取引相手国は、当該国が競争法を適用し、商業上の利益に影響を及ぼす反競争的行為に対して改善措置を採ることを期待できる。これは、とりわけ市場アクセス事例において当てはまる。日米間の貿易紛争に発展したコダック・富士事件¹⁵⁹⁾は、反トラスト法の抑制的な執行が問題とされた典型例と見ることができる。コダックは、排他条件付取引、グループ・ボイコット、取引拒絶、排他的なりべいと割引により、日本の写真フィルム及び写真用紙の市場を閉鎖したとして、富士フィルムを訴追した。さらに、コダックは、日本の公正取引委員会がこれらの行為に対して改善措置を採らなかったばかりか、間接的にこれらの行為を支援したと主張した¹⁶⁰⁾。ボーイング・マグダネルダグラス事件も、ヨーロッパ側からの視点で見ると、競争法を執行しない例と見ることができる。すなわち、ヨーロッパの高官の中には、米国の当局が、潜在的な反競争的效果があるにもかかわらず統合を許容することで、米国のチャンピオン企業を補強しようとしたのではないかと疑念を抱いた者もいた。

（問題があるとして申し立てられた）競争法の抑制的あるいは過度の執行が、通商政策あるいは産業政策を動機とすることは確かである。反トラスト法の執行レベルが異なることにより発生する伝統的な紛争や衝突との主要な違いは、伝統的な紛争や衝突は、当初から競争当局を巻き込んでいるという点にある。その結果、競争当局間の協力の発展は、このような伝統的な紛争や衝突の解決に大きな影響を与えることになる。

2.1.2 残された衝突の原因：反トラスト法執行の性質の相違

時折、諸国は、外国競争法の域外適用の原則に対してではなく、外国競争法が自国の企業あるいは個人に執行される方法に対して反対する。当然のことながら、その議論では、米国の執行実務、そして、とりわけ次の2つの側面に焦点が当たる。すなわち、制裁の性格と米国の私訴に特有の状況である。

a) 制裁の性格

歴史的に、DOJ による手続の刑事的性格が国際的レベルにおいて論争の原因であった。いくつかの国は、米国外で発生し、行為が行われた国においては犯罪行為とされなかったり、あるいは、適法でさえあるかもしれない行為に対して制裁を強要することは、適当でないと考えてきた。しかし、懸念の主な原因は、おそらく、刑事事件において DOJ によって科される可能性のある制裁のレベルに関わるものである。とりわけ、罰金は、たとえ外国企業に対するものであっても、非常に厳しいものとなり得る。実際、米国反トラスト法執行の歴史における2大罰金は、2つの外国企業に対して科された。すなわち、ビタミン分野の国際カルテルに参加したとして、ドイツ企業 BASF は、2億2500万ドル、スイス企業ホフマン・ロシュは、5億ドルの罰金を支払わなければならなかった¹⁶¹⁾。外国の個人もまた、米国反トラスト法事件においては刑事制裁の対象となる可能性があり、米国当局は、もはや外国の実業家を刑事訴追するのに躊躇しない。1996年には、二人のカナダ人が、プラスチック食器類のカルテルにおいて果たした役割から、有罪の答弁に合意し、反トラスト事件で米国の刑務所に服役した最初の外国人となった。ビタミン事件においては、訴追された13人の被告人のうち6人がドイツ及びスイス出身の外国人であり、彼らは反トラスト法違反で米国の刑務所に服役した最初のヨーロッパ人となった。このうちの1人は、個人に対する罰金としては最高記録となる1000万ドルを支払わなければならなかった¹⁶²⁾。

明らかにこの政策は、外国の実業家や外国企業に懸念を生じさせる。しかし、これらの制裁が、重要な自国企業の経済的地位に影響を及ぼすと考えるならば、外国政府もまた、これに反対する可能性がある。

b) 私訴

国際的レベルでの衝突の原因となり得る米国反トラスト法執行のもう一つの特徴は、私訴制度である。私訴は、米国反トラスト法の適用の基盤であり、すべての米国反トラスト法事件の90%以上を占める（もっとも、この割合は国際事件においてはかなり低くなる。）。本研究は、競争当局間の協力、したがって、政府による執行に関するものであるため、私訴は本研究の対象範囲外である。それにもかかわらず、競争法分野において域外適用がもたらす様々な問題を述べる際には、少なくとも次の2つの理由から、私訴について言及することが必要となる。第一に、私訴及びこれが外国で引き起こす反発は、米国の域外執行への理解全体に対して大きな影響をもたらす。第二に、私訴と政府訴訟は、非常に密接に関係しており、政府訴訟に続いて私訴が提訴されることは珍しくはない。実際、私訴における原告は、一般的に、DOJやFTCが発見した違法な行為による損害を回復することを望み、そして、その目的のために、先行の政府訴訟の結論を証拠として利用することもある¹⁶³⁾。その反対もある。すなわち、ウラニウム事件では、ウェスティングハウス社によって提訴された最初の訴訟に続いて、DOJは、申し立てられた国際的なウラニウムのカルテル行為に対して、刑事の調査を開始したのである。

外国諸国は、いくつかの理由で私訴に反対するかもしれない。第一に、私訴においては、主権や利害への正当な配慮が十分になされない。その理由は、「社会の利益を考慮することに関して、公的機関が有する法律を執行する際の通常の裁量が、私訴による利益を得るために被告を訴追するという原告側の動機にとって代われ、それゆえ、公益性についての国際的な考慮が排除される。」¹⁶⁴⁾からである。さらに、私訴における原告は、三倍額賠償を認められる可能性がある。実際に受けた損害をはるかに超える三倍額賠償は、米国の執行システムを他と区別する特徴であるが、時折、いくつかの国¹⁶⁵⁾によって、国際取引に携わる外国企業をとりわけ厳しい金銭的リスクにさらす制裁である、と考えられた¹⁶⁶⁾。米国の私訴に関する最後の論点は、その手続の性質、とりわけ、私訴における審理前の調査制度に係わるものである。外国からの批判は、私人である当事者が有する非常に広範な調査権限に焦点があてられている。このような調査権限により、当事者は、裁判の係争事項に関連するいかなる事項の情報も入手することが可能となる¹⁶⁷⁾。そして、このことが、真の「証拠漁り」を形作ることにもなる。審理前に他方当事者の証拠や証人にアクセスすることがほとんど認められていない他の多くの法システムにとっては、これは、完全に異質なものである¹⁶⁸⁾。さらに、米国の審理前の調査は、司法によるコントロールが非常に制限された中で行われる。すなわち、裁判官は、主として当事者の一方が他方により求められた文書や証言の提供を拒否した場合に主として介入する。これもまた、開示手続において、当事者によってなされたいかなる措置も裁判官によって認められなければならない大陸法諸国とは大きく異なる。これらの調査権限は、「証拠漁り」の濫用となる可能性があり、外国の被告にとって多大の出費となり、また、訴訟当事者のプライバシー権の侵害であると受け止められている¹⁶⁹⁾。

結論としては、米国の主要な取引相手が有する米国反トラスト法執行の性格に関する懸念は、現在は以前ほど声高に表明されなくなったと言わねばならない。DOJの反カルテル政策とそれに伴う重い罰金について語った際、元反トラスト局長ジョエル・クライン (Joel Klein) は、「稀な例外を除いて、反トラスト法の執行者が調査する外国の事柄を公平に取り扱う限り、外国政府は、もはや弁明の余地のないものを弁護しようとさえしない。」¹⁷⁰⁾と述べた。最終的に自国の競争法を強力に適用しようとする時、実際上は、外国諸国は、米国の執行に関して自分たちの懸念を表明することは困難であると理解してい

るのかもしれない。他の競争当局が米国と同程度の厳しい制裁を行い始めてからは、このことは特にあてはまる¹⁷¹⁾。しかしながら、これらの点は、米国競争当局との間でなされる協力の方法、とりわけ、情報の共有という事柄に関しては、否定的な影響を与える可能性もあることに留意する必要がある¹⁷²⁾。

2.2 現実的な問題：国際的な競争法事件において国内法を執行することの困難さ

開示手続の利用や競争当局及び裁判所の執行権限は、国際的な競争法事件においては、純粋な国内法事件と比べて、かなり制限されることが証明されてきた。

このことは、国家の執行管轄権に対して国際法が課す厳格な制限を考慮すると意外なことではない。常設国際司法裁判所は、「国際法が国家に課す第一のそして最も重要な制限は、許容するルールがない限り、他国の領域内においては、自国のいかなる形態の権力も行使してはならない。」と明確に述べている¹⁷³⁾。このことは、規律管轄権と異なり、執行管轄権の基本は、厳格に属地的なものであることを意味している。

この常設国際司法裁判所の判示は、執行に関する問題、「国家権力の行使」の問題を提起した。著述家は多くの場合、「強制的な拘束の行使」と「強制的でない拘束の行使」を区別し、このことが法的な制裁にとって脅威となると述べる¹⁷⁴⁾。前者は、逮捕、調査、証人尋問、その他国家の役人の外国での物理的な存在を必要とするいかなるタイプの執行措置も含むものであるが、国家権力の域外的な行使であると考えられており、その結果、国際法のもとで明確に禁止されている¹⁷⁵⁾。強制的でない拘束の場合は、答えはあまり明確ではない。F. A. Mannのような著者は、制裁の脅威は、外国事業者に外国での行為を止めるよう強制することにより域外的な効果を生み出すと主張する。その結果、外国で従わなければならない命令を出すことによって、自国法を国家が執行することは禁止されるのである¹⁷⁶⁾。この非常に制限的な考え方は、大多数の支持を得るには至っていない。例えば、マイラス法務官は、執行措置は、強制的な効果を有しない限り、たとえ、域外的な効果を有する場合であっても、国際法に矛盾しないと考えている。結局、彼の見解は以下のようになる。

金銭的な制裁を課すことは、その目的が、競争を妨げる行為を抑圧し、そのような行為が継続したり、再発することを防止することにあるのであるが、これは、制裁を受ける事業者が支払を拒絶した場合に強制的に執行される罰金による回復とは区別されるべきである。また、罰金を科すことと、例えば、一定期間の支払いの制裁を背景に一定の書類の提供を求める決定に起因する真の差止命令とを区別する必要もある¹⁷⁷⁾。

この文脈において、国際的な競争法事件における執行ツールの利用に対する制限は、二種類ある。第一は、上述の国際法原則や他国の主権への配慮に基づく国内立法あるいは判例による制限である。第二は、関係する外国による当該外国に影響を及ぼす決定の執行制限である。

2.2.1 調査及び執行措置に対する国内的制限

調査や執行措置に対する国内的制限の程度は、国の法システムによって異なる。他国と比べ国際法の原則に、より注意を払いこれを重んじる国もある。このような差異は、米国、欧州連合、そしてドイツの比較によって説明される。ドイツの例は、有益である。なぜなら、ドイツの例は、比較的小さな国家が、自国の競争法を国際的事件に対して執行しようとする際に直面する問題の代表例と考えられるからである。

a) 情報の開示

任意ベースの情報要求は、国際法の問題を生じさせるものではない。しかし、正式な文書提出の要求が送達される場合は、事情が異なる。

米国、欧州、そしてドイツの当局は、それぞれ大きな情報開示の権限を有しているが、その利用は、国際的な調査においては、非常に制限を受けることになる

ドイツカルテル庁の正式な情報要求権限は、特に制限を受ける。ドイツ当局は、憲法上国内法に優越する国際法の制限の範囲内で文書を要求することができるに過ぎない¹⁷⁸⁾。結果として、ドイツ当局は、最初に関係国政府の承認と援助を得ることなしには、外国への正式な送達を必要とする決定や行為を送付する権限を付与されない。実際、ドイツ当局は、現在まで、外国に所在する情報の提出を命じる正式な決定を一度も送付していない¹⁷⁹⁾。同様に、ドイツ当局は、ドイツでの調査において、関係事業者の外国事務所にある文書を調査・検査したり、関係人や証人から事情を聴取することもできない。このことが、外国の事前の同意に厳格に依拠するドイツカルテル庁の代理人の出現を必要とするのである。繰り返すが、現在まで、ドイツカルテル庁はこのような調査を外国で実行しようとしたこともなければ、外国の関係当局に調査の許可を求めたこともないようである¹⁸⁰⁾。

欧州当局及び米国当局の情報開示の権限は、ドイツ当局のものほど制限を受けていない。欧州委員会は、1962年理事会規則17号の11条1項に基づき、情報が外国に存在する場合、一定の条件の下で、正式な情報提供の要求を行うことができ、また、実際に行う¹⁸¹⁾。実際、経済単位理論を適用する場合、子会社と親会社は同一グループとみなされ、欧州委員会は、そのグループが管理する情報を、それがどこに存在しているかが、提出するよう求める権限を有する。結果として、欧州委員会は、情報が域外の子会社によって保有されている場合、域内で設立された会社に対して情報要求を送付することが可能である。また、欧州委員会は、域内に子会社を有する外国の親会社に対して、情報を提供するよう求めることができる。そのような場合、正式な情報提供の要求は、欧州の子会社に対して送付されるであろう。すなわち、欧州委員会はそのような要求を外国に送付してきたわけではない¹⁸²⁾。欧州裁判所は、ユニテッド・ブランド事件において、域外に存在する文書に対するこのような調査権限の拡張について、適法であると確認した。すなわち、欧州裁判所は、情報は明らかに域外の米国会社によって保持されていたにも拘わらず、欧州委員会には、ユニテッド・ブランドに対して、その製造コストの構成要素に関する情報¹⁸³⁾を提出するよう求める権限があることを確認したのである¹⁸⁴⁾。情報提供の要求は、事件に関与していたユニテッド・ブランドの欧州子会社に対して行われた。実際、これは、欧州裁判所がもともと規律管轄権の根拠として単一経済単位理論に賛同した理由の一つかもしれない。すなわち、効果理論よりも、この理論に依拠することで、欧州に子会社を持つ外国企業が関わる調査だけが実施され、その結果、情報の取得に関する問題が限定されることになるのである。

しかしながら、事業者が域内にまったく物理的に存在していない場合、欧州委員会は理事会規則11条に基づくレターを発することはできない。このような場合、欧州委員会は、理事会規則11条に関係なく、普通、情報提供を求める非公式のレターを送付する。また、欧州委員会は、理事会規則11条に基づき情報提供を求めることもできるが、通常、この要求に応じなかったり、虚偽、不完全、あるいはミスリードするような情報を提供した場合に適用される罰則については言及しない¹⁸⁵⁾。

さらに、ドイツカルテル庁と同様、欧州委員会は、域外の証人から事情を聴取したり、域外にある事務所を調査することはできない。これらは、欧州委員会の役人が、域外に物理的に駐留することを必要とするものであり、国際法に反するものである。これらの理由により、欧州委員会が域外に存在する重要な文書を探し出すのはかなり難しいように思われる¹⁸⁶⁾。

米国当局もまた、文書や証言が求められる人物について対人管轄権を有する限り、外国にある情報を

正式に要求する権限を有している。行政調査に関する限り、DOJ 反トラスト局は、民事調査請求を発することにより情報を要求することができる¹⁸⁷⁾。米国法は、民事調査請求が、「米国の裁判所の管轄外に所在するいかなる者に対しても、連邦民事訴訟規則が外国への送達について規定しているのと同様に、送達される¹⁸⁸⁾。」ことを明確にしている。DOJ は、関係する外国政府に通知した上で、この規定を利用する。それにもかかわらず、過去において反論にあつてきたため、DOJ は任意ベースでの情報要求を好むようである¹⁸⁹⁾。FTC もまた、域外的性格を持つ調査権限を有している。FTC は、証人や文書を管理する者が米国内に住んでいようが、米国外に住んでいようが、情報や証言を要求する令状を発することができる¹⁹⁰⁾。それにもかかわらず、令状は米国内で送達されなければならない、外国へは送付することができない¹⁹¹⁾。FTC が外国にある情報を得るために令状を利用するのは稀であり、DOJ と同様に、関係政府に対して通知した後に任意ベースの要求を利用することを好む¹⁹²⁾。しかしながら、FTC と DOJ の双方とも、情報が外国子会社の管理下にある場合には、その米国親会社に対して、あるいは、情報が外国親会社の管理下にある場合には、その米国子会社に対して、強制的な情報要求を行うことには躊躇しない¹⁹³⁾。

裁判官もまた、外国にある文書を見つけ出す権限を有する。DOJ によって提訴された反トラスト法刑事事件において、裁判所は文書提出の令状を発することができ、FTC と同様に、これを米国内で送達しなければならない¹⁹⁴⁾。さらに、令状は米国外に所在する外国籍の第三者の証人から情報を得るために利用することはできない¹⁹⁵⁾。

要するに、国際的な調査において、他国の当局と比べて非常に広範な強制的情報開示の権限を有する米国当局でさえ、この権限の利用には極めて慎重であり、任意ベースで提供を求める非公式な要請に頼ることを選好する。この方法には、国際法の問題を引き起こさないという長所があるが、その限界は明白である。すなわち、事業者は、とりわけ刑事調査において、要求された文書の提出を常に拒否できるのである。

結果として、米国当局でさえ、いくつかの事件において起訴するのに必要な証拠を得ることができなかったと認めなければならない¹⁹⁶⁾、また、それが理由で少なくとも一つの事件において敗訴した。すなわち、GE・デビアス事件¹⁹⁷⁾において、DOJ は、GE 社及びデビアスのスイス系列会社を工業用ダイヤモンドの価格を引き上げる共謀を行ったとして提訴したが、多くの行為が欧州において行われていた。結論として、連邦地裁は、多くの証拠になり得るものが米国外に存在すると述べ、無罪判決を下さなければならなかった¹⁹⁸⁾。

b) 通知と送達

決定の通知あるいは送達は、国際法の下では国家権力の行使であると考えられ、それゆえ、国家の領域内に制限されるべきであると考えられている。

この厳格な見解は、正式な送達を必要とする行為は、関係国の事前の承認なしには外国に送付され得ない、という見解を採用するドイツ当局によって共有されている。唯一の他に採り得る方法は、ドイツ競争制限禁止法36条に基づく¹⁹⁹⁾、外国会社によって受領権限を与えられた者を通じての送達であり、この場合、当該人物には当該外国会社からの包括的な委任状が存在することが必要である。実際には、ドイツカルテル庁がこの方法によって情報を得ようと試みたとき、当該人物には事実上ドイツカルテル庁からの要求を受け取る権限がなかったという問題に、ドイツカルテル庁は非常に頻繁に直面した²⁰⁰⁾。それゆえ、外国事業者に対する通知は、ドイツ当局にとって真に重荷となっている。

情報提供の要求の場合、欧州委員会や米国当局が外国に対して送達を行う可能性は、ドイツカルテル庁の場合ほど制限的ではない。例えば、欧州委員会は、異議告知書や最終決定を関係する外国事業者の

欧州子会社に対して通知することができる²⁰¹⁾。これは、それほど複雑ではなく、ドイツ競争制限禁止法36条よりも広い射程範囲を有することになる。米国当局及び裁判所も同様の権限を付与されている²⁰²⁾。

域内あるいは国内に子会社が存在しない場合、欧州委員会あるいは米国当局は、ただ単に域外あるいは国外に決定を送付することができる。ガイギ事件²⁰³⁾において、欧州裁判所は、この手続は、たとえレターが送付される国（この事件ではスイス）の法に反するとしても、「名宛人が自らに向けられた異議を受理したこと²⁰⁴⁾」が確認されている限り、合法であると判示した。同様に、米国においても、一旦、法の適正手続が保障される、すなわち、名宛人が正当に「異議や起訴内容の告知を受け、聴聞の機会を付与される²⁰⁵⁾。」ならば、通知はどこに送付されようが、合法である。

c) 制裁と改善措置の執行

多くの点において、制裁と改善措置の執行がもたらす問題は、情報の開示がもたらす問題と非常に類似している。

コマーシャル・ソルベンツ事件²⁰⁶⁾において、欧州委員会は米国会社に対して域内で設立された会社へ一定の商品の引渡しを命じることに躊躇しなかった。この決定は、外国事業者に域外で一定の行為を行うことを義務付けるため、疑いもなく域外性のあるものであったが、それにもかかわらず、欧州裁判所はこれを支持した。企業結合規制の展開もまた、多くの事例において、欧州委員会に域外性のある改善措置を命じる機会を付与してきた。すなわち、最も良い例は、欧州委員会がボーイング社に排他的取引契約を実施しないように要求したとき、あるいは、ゲンソーとローンロの南アフリカのプラチナ部門が合併することを阻止したとき、である。

しかしながら、何人かの著者が指摘するように、命令と強制との間には違いがある²⁰⁷⁾。彼らの見解によれば、欧州委員会は、域外に効果を及ぼすことになったとしても、一定の改善措置を命じることができる。同様に、そしてマイラス法務官の意見によると、欧州委員会は外国事業者に對して課徴金を賦課することができ、実際に賦課している。しかしながら、事業者が命令に従うこと、あるいは課徴金を支払うことを拒絶する場合、欧州委員会は、単独には域外において課徴金を徴収したり、強制的な手段で決定を執行することはできないであろう。そのような場合、欧州委員会に残された唯一の方法は、外国の裁判所に支援を要請することである。また、外国事業者が域内に子会社を有している場合は、欧州委員会は当該子会社から課徴金を徴収することができる。これは、とりわけボーイング・マグダネル事件の際、問題となった。欧州委員会が合併の禁止を模索しているとき、もしボーイングが禁止命令を平然と無視して合併を行った場合、どういったことが起こるであろうという問題が持ち上がった。この場合、企業結合規則14条2項に基づき、理論上は欧州委員会はボーイングの売上の10%までの罰金を課すことができ、15条に基づき一日あたり10万ユーロまでの罰金を課すことができる。しかしながら、マイラス法務官の意見²⁰⁸⁾に従うならば、これら域外的管轄権と罰金は強制的な性格のものであり、それ故、国際法に反することになる。いずれにせよ、ボーイングもマグダネルダグラスも域内に子会社を有していなかったため、欧州委員会がどのように罰金を徴収したであろうかは明らかになっていない。何人かの欧州の高官は、欧州委員会は欧州に届けられた新しいボーイング機材の押収を要求できると示唆したが²⁰⁹⁾、このような命令のEC法上の根拠を見出すのは困難である²¹⁰⁾。

ドイツカルテル庁の見解によると、ドイツカルテル庁は、欧州委員会と同様に、改善措置や罰金の支払を命じる権限を有するが、これらをドイツ国外で強制的な方法で実施することはできない²¹¹⁾。実際、ドイツの裁判所は、ドイツカルテル庁が域外的に改善措置を要求する権限に対して非常に大きな制限を課してきた。ドイツカルテル庁がドイツ国外に所在する多国籍企業2社の合併を阻止したフィリップモ

リス・ロスマンズ事件において、ベルリン上級裁判所は、ドイツカルテル庁の命令をドイツ子会社の活動に関する限り支持したが、親会社間の合併に関しては国際法に反するとして、合併の禁止命令を取り消した²¹²⁾。

外国事業者に制裁や改善措置を課すに際して、米国の裁判所は特に勇敢である。例えば、外国事業者が要求された文書を提出しなかったとき、裁判所は、法廷侮辱、訴訟却下、欠席裁判といった純粋な国内事件において用いられるのと同じ制裁を適用した。同様に、最終的な判決において、裁判所は、外国事業者に対して米国外に影響を及ぼす改善措置を課すことに躊躇しなかった。これが早くも1952年にICI事件²¹³⁾において米国の裁判所が行ったことである。裁判所は、英国事業者であるICIに対して、一定の英国特許を米国事業者に譲渡するよう命じた。これは、米国反トラスト法の域外適用に関する最初の論争となった事件の一つでもある。同様に、被告が米国内に財産を有する場合、その財産は、押収される可能性がある²¹⁴⁾。

要するに、米国当局や欧州委員会は、ドイツ当局と比較して決定や命令を執行しやすい立場にある。ドイツ法によるドイツカルテル庁に対する厳しい制限は、欧州及び米国当局が利用できる広範な執行手段よりも、他の法システムにおける状況を表現していると考えられる者もいるかもしれない。

さらに、国際的レベルでの効果的な執行政策は、競争法を適用する国家に対して各々の事業者がどのような立場にあるのかに非常に大きく左右される。任意であれ強制であれ、情報を入手すること、決定を通知すること、改善措置を命じることは、外国事業者が法廷地内に資産や子会社を有する場合には、容易になる。ここでもまた、米国とECの競争当局は、他国の競争当局よりも大きな利点を有する。すなわち、実際上の問題として、外国事業者は、米国や欧州連合のような大きな市場に子会社、あるいは製造工場等を有する可能性が高いからである。

このような考察はまた、米国の競争当局にとって「脚注159」事例において反トラスト法を利用するのが難しいことの理由を説明することになる。すなわち、定義により、その活動が米国の消費者に影響を及ぼす外国事業者は、米国と取引をしており、それゆえ、自国市場を米国の輸出業者に対して閉鎖することにより米国の法に反する行為を行う外国事業者よりも、資産、代理人、子会社を有する可能性が高い。従って、脚注159の場合には、単なる対人管轄権の主張でさえ、非常に難しくなる可能性がある。結果的に、米国の高官から以下のような発言が出てきても驚くことはない。

水平的なボイコット、あるいは、経済の全部門に係わる排他的な垂直的協定によって米国の輸出を制限する違反が生じていると信じる十分な理由がある状況において、競争当局は、効果的な措置を採ることができなかった。その理由は、証拠を入手することが不可能でないにしても、非常に困難であったからである²¹⁵⁾。

さらに、外国事業者が反トラスト法の域外適用の執行に抵抗する可能性は、その属する国家や国内法によって奨励され、支持されている場合には、より大きなものとなる。

2.2.2 外国立法による調査及び執行の妨害

国家主権の主要な特徴の一つは、領土内での強制力の独占を国家に付与することである。したがって、国家は、自国内で外国当局が決定を実施しようと試みることに反対する。多くの国、とりわけ市民法の伝統を有する国においては、そのような試みは、政府あるいは司法当局が関与するか承認しない限り、重大な主権侵害であると認識されるであろう²¹⁶⁾。多くの政府が、外国の開示手続や決定の自国内での執行を容認できないとの立場をとる。従って、そのうちのいくつかの国が、外国の反トラスト法の

域外適用を阻止する法律を成立させたとしても驚くには値しない。

a) 対抗立法の規定

いくつかのタイプの立法は、外国での決定や文書要求の執行を妨げるものとなっている。歴史的にみて、初期のものは秘密法であり、銀行秘密法のように、およそ反トラストの紛争とは関連性を有せず、外国の競争政策を妨げることを直接の目的としたものではなかった。より興味をひくのは、比較的最近の対抗立法であり、それらは、反トラスト法を適用しようとする米国に対する一つの直接的な回答であった。最初のもは、1947年初頭に、カナダ連邦の一つによって制定された²¹⁷⁾。これは、カナダ国際ペーパー事件²¹⁸⁾での米国の情報要求を契機とするものであった。実際、一般的に適用されるこれら対抗立法の多くは、1970年代、あるいは、1980年代初頭に採択された。繰り返すが、これらは米国反トラスト法の域外適用の直接的な結果、とりわけ、ウラニウム訴訟、あるいは、北大西洋海運事件²¹⁹⁾の結果として生じたものである。オーストラリアの例が、特に多くを物語っている。すなわち、1976年には、オーストラリアに所在する文書を見つけ出そうとする米国の裁判所の試みに対して、オーストラリア政府は、最初に一定の証拠の持ち出しを禁止する外国手続法を制定した。これは、米国の裁判所が上記のような判決を下すや否や、その執行を禁止する外国反トラスト裁判法によって完成するに至った。フランスもまた、一般的な対抗立法²²⁰⁾を持っている。英国²²¹⁾、カナダ²²²⁾も同様である。実際、20以上の国が自国内での外国による開示手続を妨げる立法を有している²²³⁾。

これら立法の内容は、国によって異なる。例えば、フランスの立法は、情報要求の問題のみに関心を示している。この法律は、フランス人が、外国の公的な機関に対して、経済的、財政的、あるいは技術的な性格の情報を伝達することを禁止すると規定している²²⁴⁾。この法律はまた、外国の訴訟当事者、あるいは執行官がフランスの会社に対して情報開示の要求を出すことは、刑事上の犯罪であるとする²²⁵⁾。このことは、フランスにおいて調査をしたり、あるいは法律を執行するいかなる外国人も、原則的には訴追され得ることを意味する。

他の対抗立法は、より広い適用範囲を有している。その最もよい例が、英国の貿易利益保護法である²²⁶⁾。これは情報の開示手続に関しては、フランスよりも柔軟である。すなわち、外国当局への情報提供をすべきか否かを決定するのは国務長官の判断による。そして、国務長官はいくつかの判断基準を考慮しなければならない。つまり、要求に従うことが英国の主権あるいは利益を侵害する場合、情報提供の命令が民事あるいは刑事の手続の目的以外でなされた場合（公判前調査、あるいは行政調査の場合、問題を生じさせる）、要求された文書が明確に特定されていない場合（秘密情報を見つけ出そうとするような要求）、情報提供は許されない。この法律は、英国の裁判所において、英国の被告に対する数倍額賠償を求める外国判決の執行を禁止し、英国の被告に、英国の裁判所において、外国判決が求める数倍額賠償の「懲罰的」部分の回復を認める点で、フランスの法律よりも進んでいる。

オーストラリアとカナダの法律も基本的に同様の規定を有している。

b) 対抗立法の影響

対抗立法はどれも同じ想定に基づくものである。すなわち、自国の事業者が外国の競争当局、あるいは裁判所に文書を提出することを禁止することで、裁判所等がこの禁止に対して相応の敬意を払うこと、そして、外国強制の抗弁を適用して、執行命令を破棄することが期待されているのである。

これら対抗立法は、いくつかの事例にかかわった。そのうち最も重要なものは、おそらく、レイカー航空事件²²⁷⁾であろう。この航空会社は、米国の裁判所において略奪的行為を理由に、ブリティッシュ航空とブリティッシュ・カレドニアン航空に対して提訴した。その結果、国務長官が貿易利益保護法に

に基づき、英国の航空会社が当該訴訟において文書提出を求める外国の命令に従うことを禁止する命令を出した。この事件は、英国の控訴院が、英国の事業者は、必要な書類を提出できなければ米国の裁判において自らを防御することはできない、という理由でレイカー社に米国の裁判所での手続を止めるように命じる差止命令を出したことで、さらに複雑なものとなった²²⁸⁾。レイカー社は、残りの被告が英国の差止命令を求めることを妨げるため、米国の裁判所において、差止命令による救済を要求し、これを得ることで対抗した²²⁹⁾。この事件は、多くの点で例外的なものである。私訴であったことが、紛争の悪化をもたらした。対抗立法は、政府訴訟においては、ほとんど使われない。例えば1984年には、FTCの高官は、自分たちの外国での開示手続の努力は公式には阻止されたことはなかったと述べる事ができた²³⁰⁾。しかしながら、実際には、対抗立法の脅威がFTCに撤回を余儀なくさせた事例が存在する。例えば、FTCが英国会社ビルキントン社の取締役から、米国子会社の一社と日本板硝子²³¹⁾との間の取り決めに関連して、口頭による証言を録取しようとしたとき、英国政府が強く抗議し、ビルキントン社は、取締役を出頭させようとするFTCの要請に応じなかったのである²³²⁾。

実際、米国の裁判所は、外国の対抗立法に対して、あまり好意的でない。特に、米国の裁判所での訴訟を阻止することを直接的な目的としている場合にはそうである²³³⁾。そして、米国の裁判所は、多くの事例において、外国強制の抗弁を受け入れることを拒否してきた²³⁴⁾。このような好ましい判例法があるにもかかわらず、米国競争当局は、対抗立法は、とりわけ関係する外国政府に要求や命令を出すことができない場合には障害となり得ると認識している²³⁵⁾。さらには、米国の競争当局は、二国間協力が重要であると確信している。

競争法の域外適用は、国内市場に影響を及ぼす外国の反競争的行為に取り組むのに、必要ではあるが、限界のある措置である。単独に域外適用を行うことの欠点は、非常に明確である。すなわち、単独の域外適用は、管轄権の衝突や政治的な衝突を生じさせる原因となり、外国に所在する関連情報を入手すること、外国人に管轄権を主張することの難しさのために阻害され、そして、外国への輸出を阻害する行為の改善措置としては、全く不適切な方法である。その限界は、現在では、多くの国がこの方法を用いてきたことで益々明らかになった。すなわち、決定や情報要求を外国で執行することは、DOJやFTC、欧州委員会のような手段や影響力を有しない諸国の競争当局にとって、やりにくい方法である。さらに、外国の競争制限的行為に対して異なる国内法を同時に適用することは、とりわけ、企業結合規制の分野において、非常に複雑な規制環境を生み出すことになる。

これらが、二国間協力協定が取りまなければならない域外適用の限界なのである。

注

以下の脚注番号は第1章前半（阪南論集42巻2号129ページ）よりつづく

142) Karl M. Meesen, 'Antitrust Jurisdiction under Customary International Law', (1984) 78 *American Journal of International Law* 783, 791. 外国の政府は、一般的な反トラスト法の手続の結果、自国の企業が米国市場にアクセスしやすくなるであろうと考えた。

143) *Westinghouse Elec. Corp. Uranium Contract Litigation*, 1978, 2 *WLR* 81, 94.

144) *United States v. Watchmakers of Switzerland Information Center, Inc.* Trade Cas. P70600.

145) Dougals E. Rosenthal and William M. Knighton, *National Laws and International Commerce, The Problem of Extraterritoriality* (London RIIA 1982), 25ページ。

146) 同上, 31ページ。

147) *Zenith Radio Corp. v. Hazeltine Research*, 1967 Trade Cas. (CCH) S72310.

Oct. 2007

国際レベルでの競争当局間の協力（第1章後半）

- 148) *Hartford Fire Insurance Co. v. California*, 113 S. Ct 2891 (1993).
- 149) Brief of the Government of the United Kingdom as Amicus Curiae in Support of Petitioners, quoted in Robert C. Reuland, 前掲注18, 170ページ。
- 150) *In Re Uranium Antitrust Litigation*, 617 F.2d 1248 (7th Cir. 1980).
- 151) OECD, *Competition Policies in OECD Countries 1993-1994* (Paris 1997), at 43. この見直しの指導原理は、競争を制限する利益がそのコストを上回り、かつ、その制限が目的に比例したものでない限り、立法によって競争を制限すべきでないというものである。
- 152) KG, Decision of 1 July 1983, *Morris/Rothmans v. Bunderskartellamt*, WUW/E OLG 3051.
- 153) Quoted in Helmut Steinberger, 'The German Approach', in Cecil J Omstead (ed.), *Extraterritorial Application of Laws and Responses Thereto* (Oxford International Law Association 1984) 77, 87ページ。
- 154) *Gencor v. Commission*, 前掲注72, at §104.
- 155) *IBM v. Commission*, Case 60/81, [1981] ECR 2639.
- 156) Joseph P. Griffin, 'Possible Resolutions of International Disputes over Enforcement of US Antitrust Laws', (1982) 18 *Stanford Journal of International Law* 279, 288.
- 157) *Commission Decision of 30 July 1997*, OJ 1997 C 136/3.
- 158) この論争の本質及びその解決への試みは、米国と欧州委員会との間で締結された二国間協定の実施という文脈で、より詳細に議論する。第2章参照。
- 159) Report of the Panel of the World Trade Organization, *Japan-Measures Affecting Consumer Photographic Film and Paper*, WT/DS44/R, 31 March 1998.
- 160) See Dewey Ballantine, *Privatizing Protection: Japanese Market Barriers in Consumer Photographic Film and Consumer Photographic Paper*, Memorandum in Support of Petition under S301 of Trade Act 1974, on file with author.
- 161) Belinda A. Barnett, Status Report on International Cartel Enforcement, address presented before the Antitrust Law Section, State of Bar of Georgia, Atlanta, 30 November 2000, available at www.us.doj.gov/atr/public/speeches/speeches.htm.
- 162) ICPAC, Final Report, 170ページ。
- 163) それには二つの法的根拠がある。第一に、クレイトン法5条(a)は、私訴における原告に、「米国政府による民事あるいは刑事の手続による最終判決あるいは同意判決」において行われた被告に不利となる事実認定の利用を明白に認めている。第二に、コモン・ローの付随的禁反言の原則（刑事事件で有罪とされた者は、その者を当事者とする民事事件においてその犯罪事実が存在しなかったと主張することを認めないとするもの。括弧内は訳者補充）は、同一の被告と同一の事実に対する以前の裁判手続の当事者でなかった原告が、当該以前の裁判手続において被告に不利であった事実認定を利用することを認めている。See Areeda and Hovenkamp, *Antitrust Law Supplement* (Boston Little Brown 1989), 298ページ。
- 164) Diplomatic Note sent by the British Government to the United States Government and Concerning the British Protection of the Trading Interests Bill, 1979, reprinted in A. V. Lowe (ed.), *Extraterritorial Jurisdiction*, (Llandysul Grotius 1983), 176ページ。
- 165) 同上, 184ページ。
- 166) ハード・コア・カルテル事件においてのみ適用される米国の刑事罰と異なり、三倍額賠償は、いかなる米国反トラスト法違反行為に対しても認められる可能性がある。このことが、私訴のリスクを相当に高いものとしている。
- 167) Rule 26 (a) of the Federal Rules of Civil Procedure.

- 168) Robert B. Von Mehren, 'Perspective of the US Private Practitioner', in C. Olmstead (ed.), *Extraterritorial Application of Laws and Responses Thereto* (Oxford International Law Association 1984) 194, 195ページ。
- 169) 'Jurisdictional Conflicts Arising from Antitrust Enforcement', (1986) *Antitrust Law Review* 729, 734.
- 170) Joel Klein, 'The War Against International Cartels: Lessons from the Battlefield', (1999) *Fordham Corporate Law Institute* 14.
- 171) 例えば、欧州委員会は、過去5年間に非常に高額な課徴金を課してきた。セメント業界のカルテル事件では2億4800万ユーロ、カートン紙業界のカルテル事件では1億3215万ユーロ、鉄鋼業界のカルテル事件では1億1600万ユーロ、そして、テトラ・パック事件では7500万ユーロの課徴金を課した。
- 172) 第3章第1節参照。
- 173) *Lotus case*, 7 November 1927, *PCIJ Reports, Series A, No.10*, 18ページ。
- 174) Patrick Juliard, in *L' Application Extraterritoriale du Droit Economique* (Paris Montchrestien 1987) 13, 22ページ。
He makes a distinction between the 'exercice de la contrainte matérielle' and the 'exercice de la contrainte immatérielle'.
- 175) 同上。
- 176) F. A. Mann, 'The Doctrine of Jurisdiction in International Law', *Recueil des Cours de l' Academie de Droit International* (The Hague, 1964) 9, 147ページ。
- 177) *Opinion of the Advocate General, Case 48/69, Imperial Chemical Industry v. Commission*, [1972] *ECR* 619, 695.
- 178) *OECD, Competition Law Enforcement* (Paris 1984), 27ページ。
- 179) Cornelis Canenbley (ed), *Enforcing Antitrust against Foreign Enterprises* (Deventer Kluwer 1981) 25ページ。
- 180) 同上27ページ。
- 181) See Georgios Kiriazis, 'Jurisdiction and Cooperation issues in the Investigation of International Cartels', Volume II, Tab 33, of the *ABA Advanced International Cartel Workshop*, 15-16 February 2001, New York, 6ページ。
- 182) Evelyne Friedel-Souchu, 前掲注11, 194ページ。
- 183) *Case 27/67, United Brands v. Commission*, [1978] *ECR* 207, 302.
- 184) *Enforcing Antitrust against Foreign Enterprises*, 前掲注179, 29ページ。
- 185) Georgios Kiriazis, 前掲注181, 7ページ。
- 186) Malcom Slater, 'L' Application Extraterritoriale du Droit Communautaire', (1986) *22 Cahiers de Droit Europeen* 309, 316.
- 187) 民事調査請求は反トラスト民事手続法 (15 USCA 1312 (a)) において以下のように定義される。「司法長官が、民事の反トラスト調査に関連して、何者かが、文書を所有、保管、あるいは管理下に置いていると信ずるに足る理由がある場合はいつでも、司法長官は、民事あるいは刑事の手続を開始するのに先立ち、当該人物に対し、当該文書を検査、複製あるいは複写のため提出すること、質問書に文書で応答すること、当該文書に関して口頭による証言を行うこと、を文書で発し、そのようにさせることができる。」
- 188) *Antitrust Civil Process Act*, 15 USCA 1312 (d) (2).
- 189) Cornelis Canenbley (ed.), *Enforcing Antitrust against Foreign Enterprises* (Deventer Kluwer 1981) 21ページ。
- 190) 連邦取引委員会法 (15 USCA 49 S9 1976) により、以下のように規定されている。「連邦取引委員会は、令状により、証人の出席と証言、そして、調査中の事柄に関するあらゆる証拠書類の提出を確保する権限を有する。そして、令状に従わない場合、連邦取引委員会は、証人の出席と証言、そして、証拠書類の提出の要求において、米国裁判所に援助を求めることができる。」
- 191) *FTC v. Saint-Gobain-Pont-a-Mousson* (636 F.2d 1300 (DC Cir. 1980)) において、連邦地裁はこのような要求を強要した。

Oct. 2007

国際レベルでの競争当局間の協力（第1章後半）

- 192) Terry Calvani and Randolph W. Tritell, 'Issues in International Antitrust Discovery: View from the Federal Trade Commission', (1984) Fordham Corporate Law Institute 89,98.
- 193) OECD, Competition Law Enforcement (Paris 1984), 31ページ。
- 194) これは法律 (Federal Rules of Criminal Procedure 17 (e) 28 USCA 1783 (a) (1988)) によって求められている。
- 195) 28 USCA Section 1783.
- 196) See testimony of Assistance Attorney General Bingaman before the Subcommittee on Economic and Commercial Law, 8 August 1994. Quoted in the House Report of the International Antitrust Enforcement Assistance Act of 1994 (3 October 1994) H.R. 4781, 11ページ。
- 197) United States v. General Electric Co., 869 F. Supp. 1285 (S.D. Ohio 1994).
- 198) Anne K. Bingaman, 'US International Antitrust Enforcement: the Past Three Years and the Future', (1995) Fordham Corporate Law Institute 9, 13.
- 199) OECD, Competition Law Enforcement (Paris 1984), 34ページ。
- 200) Cornelis Canenbley (ed.), Enforcing Antitrust against Foreign Enterprises (Deventer Kluwer, 1981), 61ページ。
- 201) 欧州裁判所は, ICI 事件 (Case 48/69, [1972] ECR 619) において, この方法の有効性を確認した。
- 202) United States v. Scophony Corp., 333 US 795 (1948) において, 最高裁は, ロンドンに事務所と主要な営業所を有する英国企業に対する米国子会社を通じた送達の有効性を肯定した。
- 203) Case 52/69, Geigy AG v. Commission, [1972] ECR 787.
- 204) 同上, 823-4ページ。
- 205) Restatement (third) of the Foreign Relations Law of the United States, 1987, S431.
- 206) Case 7/73, ICI and Commercial Solvens Corp. v. Commission, [1974] ECR 223.
- 207) B. Goldman, A. Lyon-Caen and L. Vogel, Droit Commercial Europeen (Paris Dalloz 1994), 886ページ。In their view, 'commander n' est pas contraindre'.
- 208) 前掲注176ページ参照。
- 209) David Lawsky, 'Capitol Hill Condemns Europe Stance on Boeing', Press Release, Reuters (16 July 1997).
- 210) さらに, ボーイングの弁護士が, 機材が届けられた時点で当該機材は法的に航空会社の所有に属することを確認することが考えられる。これにより機材の押収は極めて困難になるであろう。
- 211) Cornelis Canenbley (ed.), Enforcement Antitrust against Foreign Enterprises (Deventer Kluwer 1981), 52ページ。
- 212) Decision of the Kammergericht, 1 July 1993, Philip Morris/Rothmans v. Bundeskartellamt, WuW/E OLG 3051.
- 213) US v. Imperial Chemical industries, 105 F. Supp. 215 (SDNY 1952).
- 214) 1988 US International Antitrust Enforcement Guidelines, Case 4.
- 215) Statement of James F. Rill, quoted in House Report on the International Antitrust Enforcement Assistance Act of 1994, 3 October 1994, H.R. 4781, 12ページ。
- 216) David Epstein and Jeffrey L. Snyder, International Litigation: A Guide to Jurisdiction, Practice and Strategy 2nd edn (Englewood Cliffs NJ Prentice Hall Law & Business 1993) at 10-4.
- 217) Business Records Protection (Ontario) Act 1947. Reprinted in A.V. Lowe (ed.), Extraterritorial Jurisdiction, 前掲注164, 100ページ。
- 218) In re Grand Jury Subpoenas Duces Tecum addressed to Canadian International Paper Co., 72 F. Supp. 1013 (S.D.N.Y 1947).
- 219) In re Ocean Shipping Antitrust Litigation, 500 F. Supp. 1235 (S.D.N.Y 1980).
- 220) Law concerning the Communication of Documents on Information of an Economic, Commercial, Industrial,

- Financial or Technical Nature to Foreign Individuals or Legal Persons, reprinted in A.V. Lowe (ed.), *Extraterritorial Jurisdiction*, 前掲注164, 116ページ。
- 221) Protection of Trading Interests Act, 1980, reprinted in A.V. Lowe (ed.), *Extraterritorial Jurisdiction*, 186ページ。
- 222) Foreign Extraterritorial Measures Act, S.C. 1984, c. 49, proclaimed in force in 1985.
- 223) 既に述べた諸国の他に、ベルギー、イタリア、南アフリカ、ニュージーランド、フィリピンを挙げることができる。See J. Atwood and K. Brewster, *Antitrust and American Business Abroad* (New York Mc Graw Hill 1981), 102-3ページ。
- 224) Law Concerning the Communication of Documents, 前掲注220, Section 1.
- 225) 同上, Section 1 bis.
- 226) Protection of Trading Interests Act (1980), c. 11, reprinted in (1982) 21 *International Legal Materials* 834.
- 227) Trevor C. Hartley, 'Extraterritoriality: the British Response', in *L' application Extraterritoriale du Droit Economique*, 前掲注175, 107, 112ページ。
- 228) *British Airways Ltd. v. Laker Airways Ltd.*, (1983) 3 WLR p 545.
- 229) See John H. Shenefield, 'Jurisdictional Conflicts Arising from Antitrust Enforcement', (1986) *Antitrust Law Journal* 751, 755.
- 230) Terry Calvani and Randolph W. Tritell, 'Issues in International Antitrust Discovery: View from the Federal Trade Commission', (1984) *Fordham Corporate Law Institute* 100.
- 231) *Nippon Sheet Glass Company, Ltd.*, 55 Fed. Reg. 11256 (27 March 1990).
- 232) American Bar Association, Section of Antitrust Law, Report of Special Committee on International Antitrust (1991), 202ページ。
- 233) Spencer W. Waller, *International Trade and US Antitrust Law* (New York Clark Boardman Callaghan 1994) p7-28ページ。
- 234) See for instance *Graco Inc. v. Kremlin Inc.* 101 F.R.D. 503 (N.D. Ill. 1984). 米国の裁判所は、通常、商業上の情報を提出することに同意した外国企業は、實際上、外国の対抗立法に基づき起訴される可能性は極めて低いとの（健全な）想定に依拠している。
- 235) American Bar Association, Section of Antitrust Law, Report of Special Committee on International Antitrust (1991), 203ページ。

(2007年6月25日受付)